



黄遵憲「日本雜事詩」 訳注稿(二十一)

林, 香奈

劉, 雨珍 [訳注]

(Citation)

未名, 34:141-172

(Issue Date)

2016-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/E0041177>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/E0041177>



〔訳注〕

黄遵憲「日本雑事詩」訳注稿（三十二）

林 香奈
劉 雨珍 訳注

A 其「百五十六」

鏗鏘鼓舞只依稀

鏗こうしょう鏘しょうたる鼓舞 只だ依稀いたるのみ

守樂伶官記半非

樂を守りし伶官 記は半ば非なり

彈到金聲澀河鳥

金おうしやう聲しんがわう澀河鳥を弾じ到るに

古音唯賸妃呼豨

古音は唯だ妃呼豨きこきを賸あますのみ

〔韻字〕稀・非・豨（上平五微）

B ①鏗鏘 金石などの雅樂の樂器が鳴り響くさま。『礼記』樂記に「君子の音を聴くは、其の鏗鏘たるを聴くのみに非ざるなり」とある。また『漢書』礼樂志二に「漢興りて、樂家に制氏有り、雅樂の声律を以て世世 大樂官に在り、但だ能く其の鏗鏘鼓舞を紀すも、其の義を言うこと能わず」とあり、顔師古の注に「鏗鏘は金石の声なり」とある。 ②依稀 似ているさま。ここでは日本の雅樂が唐代の音楽を思わせる響きを奏でることをいう。『魏書』劉昶伝に「故に班鏡九流をして、一朝の軌を清めしめ、千載の後をして、我は唐・虞

を髣像し、卿等は元・凱に依倚たるを得しむ」とある。③伶官 楽官。『詩経』邶風・簡兮の序に「衛の賢者、伶官に仕う」とあり、

鄭玄の箋に「伶官は楽官なり。伶氏は世よ楽を掌りて善し、故に後世多く楽官を号して伶官と為す」とある。④金鑿澀河鳥 「金鑿」

は日本雅楽の唐楽に属する「皇鑿」のことか。「皇鑿」は平調の舞曲だが、舞は伝わらない。「往生」とも「黄鑿」とも書く。伯近真

『教訓抄』巻四には、「皇鑿 有^レ甲 中曲 新樂 … 此曲者、黄鑿谷名ナリ。於^二件谷^一作^二此曲^一云々。作者不^レ見。古遊声一帖并序侍ケ
レドモ、絶タル間、急^ヲ延^ベ吹テ、為^二道行^一出舞也。鞞鼓打様、如^二道行^一。古人号^二寄拍子^一」（日本思想大系二十三『古代中世芸術論』

岩波書店、一九七三年所収。以下の引用もこれによる）とある。「黄鑿」については、『楽府詩集』巻八十六雜歌謠辞に「黄鑿歌」一首が
見えるが、その題解には「唐書五行志に曰く、如意の初、里中 黄鑿を歌う。後に契丹の李尽忠、孫万荣叛き 営州を陥るるに、則天

総管曹仁師・王孝傑等をして兵百万を將いて之を討たしむるに、大いに硤石黄鑿谷に敗れて死す、と。朝廷 其の忠を嘉し、為に此の曲
を造り、後に亦た舞曲と為す」とある。『旧唐書』五行志には「如意の初、里歌に云う、「黄鑿黄鑿 草裏に蔵る、彎弓もて爾を射て傷な

わん」と。後に契丹の李万荣叛き、営州を陥るるに、則天 総管曹仁師・王孝傑等をして兵百万を將いて之を討つに、大いに黄鑿谷に敗
れ、契丹 勝に乗じて趙郡に至る」と見える。「澀河鳥」については、『教訓抄』巻六・無^二舞曲^一・楽物語・老越調「澀河鳥」に、「澀河鳥

拍子十二 或説拍子十 古楽 此曲隋煬帝用^二泮澀河^一作^レ之。序絶了。本者無^二喚頭^一、中古出来云、行道用^レ之。古記云、是隋煬帝拾^二
泮河曲^一一作云々。序拍子十、可^レ吹^二三返^一。此曲ハ慈覚大師引声念仏ニ、横笛ヲ以令^二吹伝^一給、令^レ渡^二日本^一（其音^一ヲ也云々。天曆五年

正月廿三日、内宴参音声、用^二此曲^一忠拍子在。加^二拍子^一時、打^二三度拍子^一とあり、仁明天皇のとき、慈覚大師（円仁）が引声念仏に
横笛をつかつて日本に伝えたものといひ、村上天皇の天曆五年正月廿三日には内宴の参^{まいる}音^{おん}声^{じょう}（楽人・舞人が位置につくまでに演奏さ

れる音楽）としたとある。また隋の煬帝が作曲した曲にもとづくともある。但しこれに相当するものは、管見の限り中国の文献には見あ
たらぬ。『楽家録』巻三十一「本邦楽説」には「笛説曰、澀河鳥曲、白楽天所造也、大唐国有^二河名^一澀河、其辺有^二鳥^一、名曰^二

舍利鳥、其轉音同^二此曲^一云々」とある。また『日本国志』巻三十六礼俗志には、「金鑿」は「黄鑿」の転訛したもの、「澀河鳥」は获生

徂徠は倭楽とする、とある。補注G参照。⑤第四句「贗」はあます。のこす。「妃呼豨」は古楽府などの中に見られる合いの手の語。特に意味のない語。『楽府詩集』卷十六鼓吹曲辞一「有所思」に、「妃呼豨、秋風肅肅として晨風颺なり」とある。

C 雅楽の調べや舞だけは、唐の音楽の姿を彷彿させるが、雅楽を守ってきた楽人による記録の半ばは誤ったものである。「金鑿（皇鑿）」「洸河鳥」を演奏しても、その楽の本来の意味も解さずに、そのまま伝えるだけなのである。

D 「蘭陵王」、「太平楽」の舞楽より外に、歌楽を伝うること甚だ多し。「安世楽」、「王昭君」、「想夫憐」、「採桑」、「泛竜舟」、「玉樹後庭花」、「秦王破陣楽」、「慶雲楽」、「甘州」、「傾杯楽」、「夜半楽」、「長慶子」、「万歳楽」、「春鶯轉」、「北庭楽」、「河水清」、「五常楽」、「裏頭楽」、「武昌楽」、「応天楽」、「越天楽」、「孔子琴操」、「柳花苑」、「喜春鶯」、「赤白桃李花」、「未央宮楽」、「海青楽」、「平蛮楽」、「拾翠楽」、「千秋楽」、「蘇合香」、「輪台」、「六朝楽」、「劍器渾脱」、「打毬楽」、「還京楽」、「拔頭」、「蘇芳菲」の如きは、皆な之有り。然れども其の譜を伝えて、其の辞を伝えずして、樂器を以て之を出す。祇だ五調のみ用い、八十四調を用いず。余が友の沈梅士『学楽録』を作りて以為らく、万宝常の作る所の八十四調は、只だ空言に託するのみにして、世は之を用いず、と。此を觀るに、其の語は誣りならざるを知るなり。老樂師の加藤熙なるもの會て余が為に數樂を奏する有り、其の音節 考うべからず。蓋し世遠く屢しば變じ、存する所は髣髴たるのみ。曲名も亦た多く誤れり。「白苳」は「白埜」に誤り、「張胡子」は「朝小子」に誤り、「景德」は「鷄德」に誤り、「鳥白」は「鳥向」に誤り、「蘇幕遮」は「莫者」に誤り、或いは音を以て訛し、或いは字を以て訛し、伶人 世よ守りて、訂正するを知らざるは、怪しむに足らざるなり。又た「金鑿」「洸河鳥」有り、其の訛を考うべからず。物徂徠 疑いて倭楽と為すも、恐らくは未だ然らず、想うに亦た唐樂の誤りなるのみならんと。

E ①蘭陵王、太平樂 「蘭陵王」は老越調の武舞。「太平樂」は大食調の武舞。「其百五十五」E注①および③参照。②安世樂 『教訓抄』卷六には黄鐘調「安城樂」の名が見え、その条に「新樂 此曲、中納言安世卿作_レ之。仍安世樂云。又云、唐多作_二安世_一。和漢ノ作者不_レ詳。尋ベシ」とある。また『樂家録』卷三十一「本邦樂説」にも、「桓武帝御子良峯安世卿作_レ之、以_二其名_一為_二曲名_一云々」とある。なお中国における「安世樂」については、『漢書』礼樂志二に「孝惠二年、樂府令夏侯寬をして其の簫管を備えしめ、名を改めて安世樂と曰_レう」とあり、漢の高祖のときにあらたに楚声による房中祠樂が作られ、それに管樂器を整えさせた際、安世樂と改名したとある。房中樂は周以来の古樂。③王昭君 唐樂。平調。もとは性調（六調子以外の枝調子）の曲。管弦曲。もとは漢の元帝の作だが、後に改作された。『樂府詩集』卷二十九相和歌辞・吟歎曲「王明君」に、「二に王昭君と曰_レう。唐書樂志に曰_レく、明君は漢曲なり。元帝の時、匈奴單于 朝に入るに、詔して王嬙を以て之に配するに、即ち昭君なり。將に去らんとするに及び、入りて辞するに、光彩 人を射、左右を悚動し、天子 これを悔む。漢人 其の遠く嫁するを憐れみ、為に此の歌を作る。晋の石崇の妓の緑珠 舞を善くし、此の曲を以て之に教えて、自ら新歌を製る、と。按ずるに、此は本_もは中朝の旧曲なるも、唐 吳声と為す。蓋し吳人伝授するに訛変して然らしむるならん」とある。同じ記述は『旧唐書』音樂志二に見える。なお『樂府詩集』卷五十九琴曲歌辞三にも「昭君怨」がある。『教訓抄』卷六には太食調「王照君」の名が見え、その条に「古樂 明君漢元帝造_レ之。本朝二絶畢。而南宮從二尺八一吹伝御坐云々。又云、我朝醍醐天皇作改御坐云々。延喜廿年御作之後、絃家二絶畢。中院呂之時、遷_レ管云々。或説云、明君漢曲也。元帝時、匈奴單于入朝以待_レ詔、王嬙配_レ之」とある。④想夫憐 唐樂。平調。もとは「相府蓮」といい、晋の王儉の故事にちなむが、後に字音が似ていることから、女性が夫を恋い慕う意にかけて用いられるようになった。「想夫恋」とも。『樂府詩集』卷八十近代曲辞二「相府蓮」に「古解題に曰_レく、相府蓮なる者は、王儉 南斉の相と為り、一時辟す所は皆な才名の士にして、時人 儉の府に入るを以て蓮花の池と為し、紅蓮の緑水に映ずるがごときなるを謂_レう。今 蓮幕と号する者は儉より始む。其の後 語訛して想夫憐と為り、亦た之を名づくる

に醜なるのみ。又た簇拍相府運有り。樂苑に曰く、想夫憐は羽調の曲なり」とある。唐の崔令欽『教坊記』に「想夫憐」の曲名が見える。また『教訓抄』卷六には平調「相夫恋」の名が見え、その条に「又、想夫憐。…有レ詠 新樂。元稹集春詞云、『即同向來彈了曲、差人不知道想夫憐。』又云、執レ聲(可)レ奏此曲」。又有「於世吹說」。…是院禪供奉說也」とある。『樂家録』卷三十一「本邦樂說」に「想夫恋 笛說曰、唐土有二女子一_レ号_二無比女_一、夫名_二量勝_一、去_二彼女_一娶_二新妻_一時、無比彈_二五絃之琴_一悲_レ之。或時量勝適來_二無比之門前_一聞_レ之、去_二後妻_一復還_二本妻_一、故号_二想夫恋_一云々」ともある。

⑤採桑 唐樂。「採桑老」さいしようろうとも。盤涉調。不老長寿の薬となる桑の葉

を老人が摘む姿を象つたもの。『教訓抄』卷四に「採桑老 中曲 別装束 古樂：唐作_二操桑子_一。其躰老人、携_レ杖着_二紫浅袍_一、微々行。身体如_二不堪人_一。未_二古樂_一。秘說云、指_レ竹挿有_二三說_一。一者、タテサマ(三)サス。二者、ヨコサマニサス。綏サス。左頭」とある。

また『樂家録』卷三十一「本邦樂說」には「笛說曰、採老桑曲百济国採桑翁、及_二衰老_一取_二鳩杖_一、其体屈曲似_二舞之形_一、因製_レ曲名_レ之云々」とある。『樂府詩集』卷四十四清商曲辞一の題解に「唐の貞觀中、十部樂を用うるに、清樂も亦た焉に在り。武后の時に至りて、猶お六十三曲有り。其の後歌辞の在る者は、白雪・公莫・巴渝・明君・鳳將雛・明之君・鐸舞・白鳩・白紵・子夜吳声四時歌・前溪・阿子及歡聞・团扇・懷懷・長史妾・丁督護・讀曲・烏夜啼・石城・莫愁・襄陽・西烏夜飛・估客・楊伴・雅歌驪壺・常林歛・三洲・採桑・春江花月夜・玉樹後庭花・堂堂・泛竜舟等三十二曲有り。明之君・雅歌は各おの二首あり、四時歌の四首は、合せて三十七首なり」とある。『旧唐書』音樂志二には「三洲は商人の歌なり。商人 数し_レ巴陵三江の間に_レ行き、因りて此の歌を作る。採桑は三洲の曲に因りて此の声を生ずるなり」とある。

⑥泛龍舟 唐樂。水調(黃鐘調の枝調子)。『隋書』音樂志下に「煬帝 音律を解せず、略_{ほぼ} 闕懷せず。後に大いに艷篇を製るに、辞は極めて淫綺なり。樂正の白明達をして新声を造らしめ、万歳樂・藏鈎樂・七夕相逢樂・投壺樂・舞席同心髻・玉女行觴・神仙留客・擲磚統命・鬪雞子・鬪百草・汎竜舟・還旧宮・長樂花及び十二時等の曲を創るに、掩抑摧藏し、哀音断絶す」とある。また『旧唐書』音樂志二には「汎竜舟は隋の煬帝 江都宮にて作れるなり」とある。『樂府詩集』卷四十七清商曲辞四に、隋の煬帝の「汎竜舟」を載せる。『教訓抄』卷四には、「汎竜舟 拍子十八 童舞 新樂 此曲律書案図云、隋ノ煬帝所_レ造_ル也。以_二当曲_一爲_レ

破。拍子十八。以三『散吟打球樂』一為レ急。拍子十二。今常樂舞レ之。僅ニ序破急方略五拍子許也。未加三度拍子。舞出入用ニ黃鐘調子。当曲者、則水調曲也。尤雖レ可吹ニ水調調子、依ニ秘藏ニ不レ吹レ之云々。其様未ニ落居。詠云、稽首無上諸善道、妙法一乘無二曲。開示悟入仏知見、三乘三望法善土。供養香花及音声、以此微妙殊勝仏。乘大牛車出三界、不入化城到宝前、願共衆生東成仏。近来、此詠スル事ハナケレドモ、目出文ニテ侍バ註レ之。『變表州』ハ是『汎竜舟』ノ別詠也。此古老ノ御説ニ云、ハムレウシユヲ奏レバ、南方ヨリ必ズシキ風来テ、アツキ事ヲ失ス。此曲漢土ニテハ有ニ序ニ帖、拍子十六アリ。(可)レ尋レ之」とあり、一説には法華經を称える音楽とされる。また『樂家録』卷三十一「本邦樂説」には「一説、大唐樂也。唐土五月龍馬宴騰方女舞ニ此曲ニ云々」とあり、唐では五月に行われる競馬の宴においてこの曲を舞つたとされる。⑦玉樹後庭花 『隋書』音楽志上に、「後主 位を嗣ぐに及びて、酒に耽

荒し、視朝の外、多く宴筵に在り。尤も声樂を重んじ、宮女をして北方の簫鼓を習わしめ、之を代北と謂い、酒酣なれば則ち之を奏す。

又た清樂中に於いて黃鸝留及び玉樹後庭花・金釵兩臂垂等の曲を造り、幸臣等と其の歌詞を製るに、綺麗なること相い高く、輕薄を極む。

男女唱和し、其の音甚だ哀し」とある。また『隋書』五行志上には「禎明の初め、後主 新歌を作るに、詞は甚だ哀怨、後宮の美人をし

て習いて之を歌わしむ。其の辞に曰く、玉樹後庭の花、花開くも復た久しからず、と。時人 以らく歌識にして、此れ其の久しからざ

るの兆なり、と」ともある。『唐會要』卷三十二雅樂上(以下、国学基本叢書所収本による)には、「高祖 禪を受けて、軍国 務多し。

未だ改創するに違あらず。樂府 尚お隋氏の旧文を用う。武徳九年正月十日、始めて太常少卿祖孝孫に命じて雅樂を考正せしむ。貞觀二

年六月十日に至りて、樂成りて之を奏す。太宗 侍臣に謂いて曰く、礼樂の作りは、蓋し聖人の物に縁りて教を設け、以て節を擗つて

為す。治の隆替は、豈に此の由なるか、と。御史大夫杜淹對えて曰く、前代の興亡、實に樂に由る。陳の將に亡ばんとするや、玉樹後庭

花を為す。齊の將に亡ばんとするや、伴侶の曲を為す。行路に之を聞くに、悲泣せざる莫し。所謂亡国の音なり。是を以て之を觀るに、

蓋し樂の由ならん、と。太宗曰く、然らず。夫れ音声の人を感ぜしむるは自然の道なり。故に歡ぶ者は之を聞けば則ち悦び、憂う者は之

を聴けば則ち悲しむ。悲悅の情は人の心に在り、樂に由るに非ざるなり。將に亡ばんとするの政は、其の民必ず苦しみ、然るに苦心の感

ずる所なり。故に之を聞けば則ち悲しむのみ。豈に樂声の哀怨なるもの能く悦ぶ者をして悲しましめんや。今 玉樹後庭花・伴侶の曲、其の声俱に存す。朕 当に公の為に之を奏すべし。公必ず悲しまざるを知る、と。尚書右丞魏徵進みて曰く、古人称す、礼と云い、礼と云うも、玉帛を云わんや、と。樂と云い、樂と云うも、鐘鼓を云わんや、と。樂は人の和に在り、音調に由らず、と。上 之を然りとすとある。『樂府詩集』卷四十七清商曲、吳声歌曲に「玉樹後庭花」を収める。『教訓抄』卷三には、「玉樹後庭花 有レ甲近来不レ用レ之中曲 新樂」とあり、続いて前掲の『唐會要』の記述を引く。また「抑此曲二別習アリ。謂ニ之『金釵両臂垂』一。玉樹与両臂垂、陳後主所レ作ナリ。大江匡房説也。通典云、玉樹後庭花、堂々黃鸝留、金釵両臂垂、並陳ノ後主所レ造。恒与三宮女ニ学士及朝臣相和為レ詩。太樂令何胥探テ其尤輕艶ナル者一ヲ以テ為ニ此曲一ヲ」ともある。

⑧秦王破陣樂 唐樂。四人舞の武舞。乞食調（太食調の枝調子。平調を主音とする）。唐の太宗の功績を称えたもので、神功破陣樂、七德舞に相当。「其百五十五」E注①を参照。

⑨慶雲樂 唐樂。平調。『唐會要』卷三十三諸樂に「天宝十三載七月十日、太樂署 曲名を供奉し、諸樂の名を改むるに及ぶ。大簇宮は時に沙陁調と号し、龜茲仏曲は改めて金華洞真と為し、因度玉は改めて帰聖曲と為し、承天・順天・景雲・君臣相遇・九真・九仙・天册・永昌樂・永代樂・慶雲樂・冬樂・長壽樂・紫極万国歎・封禪曜日光・舍仏児胡歌は改めて欽明引と為す」とあり、慶雲樂の名が見える。また唐の崔令欽『教坊記』に教坊で演奏された曲名が挙げられているが、その中に慶雲樂を含め、ここに挙げられている曲名のいくつかが見られる。「慶雲樂：抛毬樂：夜半樂・破陣樂・還京樂：千秋樂・泛竜舟：想夫憐：傾杯樂：蘇幕遮：太平樂：采桑：蘇合香：蘭陵王：甘州・泛竜舟・采桑・千秋樂・霓裳・玉樹後庭花。」また『唐會要』卷三十二雅樂上には「咸亨四年十一月十五日、上自ら樂十四首を製るに、上元・二儀・三才・四時・五行・六律・七政・八風・九宮・十州・得一・慶雲の曲有り」とも見えるほか、『旧唐書』音楽志一には「貞觀」十四年、景雲のあわ見れ、河水の清む有り。張文收 古の朱鷹・天馬の義を採り、景雲河清歌を制る」とあり、唐の高宗の時に「慶（景）雲」の名を冠する曲が見える。また『教訓抄』卷六に平調「慶雲樂」の名が見え、その条には「新樂。或記云、大国ノ法、食事ノ時奏ニ此曲一。於ニ大唐ニ望レ食有三二鬼一。名ニ食鬼一、云ニ飲鬼一。繫ニ念人食ニ惱レ人。而聞ニ此樂音曲一、彼鬼神去ニ七十里ニ云々。此樂、本名、謂ニ両鬼樂一。」

我朝ニテ慶雲年中渡テ、改レ名、付^ニ慶雲樂^一。或説、唐有^ニ此曲^一。大禰京皆用^レ之。忠拍子アリ。モロモロノ参向音声躰ノ祝ノ事、用^ニ此曲^一。加^ニ三度拍子^一とあり、参り音声を伴つた祝い事に用いられた。慶雲年間（七〇四〜七〇八）に伝来したことから、その名が付いたとされる。

⑩甘州 唐樂。平調。四人〜六人の舞。玄宗の作とも、甘州（張掖）ではこの曲を演奏すると、竹につく毒虫が、金翅鳥の鳴声かと思つて人に害を与えなかつたという伝説にもとづく舞ともされる。『教訓抄』卷三には「甘州樂 小曲 新樂：是ハ、唐玄宗皇帝ノ御作也。天宝後、多以^ニ辺地^一、名^レ曲。『涪州』『涼州』是ナリ。又有^ニ『胡旋舞』^一。而モ照千山ト云者作^レ之云。依^レ勅也。甘州ハ国名ナリ。彼国ニ海アリ。竹多クオヒタリ。甘竹云。件ノ竹ノ根ゴトニ、毒蛇毒蛭毒虫多ミチテ、切ユルニアタハズ。毒虫ノタメニ人多ク死ス。（而）奏^ニ此曲^一、乗^レテ船ニ来テ此竹ヲ切レバ、彼虫人ヲ不^レ害。金翅鳥ノ音ニ似ユヘニ、毒虫ヲソレヲナシテ、人ヲ害セシノ心ナシ。其時ニ、此竹ヲ船ニ切入テトルト申タリ」とある。『樂府詩集』卷五十三舞曲辭二雜舞には「開元中、又た凉州・綵腰・蘇合香・屈柘枝・团乱旋・甘州・回波樂・蘭陵王・春鶯囀・半社渠・借席烏夜啼の属有り、之を軟舞と謂う」とあり、同卷八十近代曲辭二に「甘州」の曲がみえ、その題解に「楽苑に曰く、甘州は羽調曲なり」とある。また『新唐書』礼樂志十二には「開元二十四年、胡部を堂上に升らしむるに、天宝の樂曲は、皆な辺地の名を以てす。凉州・伊州・甘州の類の若くす」とある。⑪傾杯樂 唐樂。太食調。『旧唐書』音樂志一に「玄宗在位すること多年、音樂を善くし、若し讌設醮会あらば、即ち勤政樓に御す。日^ハ盱^ルれば、即ち内閑厩蹀馬三十匹を引き、傾杯の樂曲を爲すに、首を奮い尾を鼓し、縦横に節に応ず」とある。また『新唐書』礼樂志十一には、「（太宗）其の後 内宴に因りて、詔して長孫無忌をして傾盃曲を製らしむ」とあり、同礼樂志十二には、「玄宗 又た嘗て馬百匹を以て、盛飾せしめて左右に分ち、三重の榻を施して、傾盃數十曲を舞わしむ」とある。『教訓抄』卷三に「傾杯樂 中曲 新樂：此曲モ大唐ノ物ナリ。醉卿日月云、此曲貞觀元年中ノ内宴ニ、長孫無忌所^レ作也。会要云、『無為傾杯樂』。序二帖アケレドモ絶了」とある。『樂家録』卷三十一「本邦樂説」に「傾盃樂曲大唐曲也。醉卿日月曰、貞觀元年中内宴長珍元急所^レ造也云々」とある。⑫夜半樂 唐樂。平調。舞はない。唐の玄宗が韋后を夜半に討つた際に作られたものとされる。『新唐書』礼樂志十二に「是の時、民間^{おも}以らく帝 潞州より京師に

還り、拳兵して夜半に韋皇后を誅し、夜半樂・還京樂の二曲を製ると」とある。『教訓抄』卷六に平調「夜半樂」の名が見え、その条に「新樂。唐玄宗レ兵、夜半誅二韋皇后一。製二夜半樂一。或書云、有二作者一秘事也」とある。⑬長慶子 唐樂。太食調。管弦の曲で舞はなく、締めくくりに演奏される後奏曲。「長慶樂」にもとづくとも、平安時代の源みなもとのひろ博ま雅まさの作とも伝えられる。唐の崔令欽『教坊記』には教坊曲の名として「長慶樂」が見える。『教訓抄』卷六には太食調「長慶子」の名が見え、その条に「新樂。此樂、博雅三位造レ之。モロモロ（ノ）退出音声、并立樂ノ下高座等用レ之」とある。また『樂家録』卷三十一「本邦樂說」には「用明帝王子誕生之時作レ之、名二長慶子一云々」とある。⑭万歳樂 唐樂。四人レ六人の文舞。平調。鳳凰が飛来し、唐の賢王の治世に対し「賢王万歳」と鳴いたことを象つた樂と舞。則天武后の鸚鵡がいつも「万歳」と鳴くことから、その声をまねて作つたとも、隋の煬帝の作とも言われている。即位式などのめでたい席で演奏される。『教訓抄』卷一には、「万歳樂 拍子二十 中曲 新樂：是ハモロコシニ、隋陽帝ト申御門ノ御作セ給タル也。唐国ニハ、賢王ノ世ヲサメサセ給時ニ、鳳凰ト云鳥カナラズ出来テ、賢王万歳万歳（ト）轉ナルヲ、轉詞ヲ樂ニ作り、振舞姿舞ニツクラセ給テ侍也。此朝ヘハ誰人ノワタシタルトイフ事ミエズ」とある。『隋書』音楽志下に「煬帝：樂正の白明達をして新声を造らしめ、万歳樂・藏鈎樂・七夕相逢樂・投壺樂・舞席同心髻・玉女行觴・神仙留客・擲磚統命・鬪雞子・鬪百草・汎龍舟・還旧宮・長樂花及び十二時等の曲を創るに、掩抑摧藏し、哀音断絶す」とある。また『旧唐書』音楽志二に「鳥歌万歳樂は武太后の造る所なり。武太后の時、宮中にて鳥の人言を能くするを養い、又た常に万歳と称するに、樂を為して以て之を象る。舞は三人、緋の大袖、並に鸚鵡を画き、冠は鳥の像を作す」とある。『新唐書』礼樂志十二にも同様の記述がある。⑮春鶯囀 唐樂。四人レ六人の舞。耆越調。『樂家録』卷三十二「樂考」には『統百川学海』を引いて、唐の高宗が鶯の声を聞き、樂工にまねて作らせた曲とする。天長宝壽樂、和風長壽樂とも呼ばれた。『樂府詩集』卷八近代曲辞、「春鶯囀」の題解には、「樂苑に曰く、大春鶯囀は唐の虞世南及び蔡亮の作なり。又た小春鶯囀有り。並びに商調曲なり。教坊記に曰く高宗 声律を曉り、風葉鳥声を聞くに、皆な蹈みて以て節に応ず。嘗て晨に坐して鶯声を聞くに、樂工の白明達に命じて之を写して、春鶯囀を為らしむ。後に亦た舞曲と為す。二説同じからざるも、未だ孰れの是なるかを

知らず」とあり、唐の崔令欽『教坊記』には同様の記述が見える。『教訓抄』巻二に「春鶯囀 有レ甲 大曲 新楽：此曲モモロコシ舞

也。作者未_レ勘出_レ所ニ、或書云、合管^{ガツクワンセイ}青云人造_レ之。大国之法ニテ、春宮ノ立給日ハ、春宮殿大楽官ニ、此曲奏スレバ、必ズ鶯ト云

鳥来アツマリテ、百^{ももさつり}囀ヲス。コノ朝ニモサルタメシ侍ル。興福寺僧円憲得業ト申ケル人ハ、僧ノミナリケレドモ、管弦ノ道ニ無双ナ

リケレバ、天下ニユルサレタリケリ。春ノ朝ニハ、住房淨明院ノマガキノ竹ニ向テ、此曲ヲ吹給ケレバ、ウグヒス来リアツマリテ、笛(一)

音トヲナジキウニ囀侍ケル。マシテカラ国ノ事ハ、サコソハ侍ケメト、ヲモシロク侍也。古記曰、黄鐘商時号ニ『一越調春鶯囀』。出

会要。此曲古記云、名ニ^{なづく}「天長宝寿楽」一者、此楽有_レ二颯踏_一。豊原時元曰、颯踏ハ謂序也。中序云、颯踏ハ序吹別名ナリ。件曲有_レ二

帖_一帖絶了。又入破ハ、破音殊ニ深入之心也。唐時有_レ二入破曲_一。世以_レ為_レ二不詳_一。委見_レ二本文_一。急声者、急音雖_レ二同楽_一ト其意者不_レ同。

終一拍子序ニ舞事、承和之御時、尾張浜主舞了。以_レ其相伝、光季之家ニ習。他家ニハ不_レ知_レ此說_一ヲ云々」とある。⑩北庭楽 唐楽。

起源については、西域の舞楽「涼州曲」とする説や、教坊の「北庭子」という楽が日本に伝わったものとする説などがあるようだが、宇

多天皇(亭子院)の時、不老門の北庭で再興された曲。耆越調。四人く六人の舞。『教訓抄』巻三には「北庭楽 小曲 新楽：是ハ亭子

院ノ御時、不老門ノ北庭ニテ作_レ之。作者不_レ見。可_レ尋也」とある。『教坊記』には教坊曲として「北庭子」の名を記す。また『楽家録』

卷三十一「本邦楽説」には「笛説曰く、大国の法は婚姻の日、家の北面に於いて此の曲を奏す」とある。⑪河水清 未詳。『教訓抄』

卷六に耆越調「河水楽」の名が見えるが、「近来登高座ノ楽ニ用_レ之。有基之説云、此曲、雨恋ノ時奏スレバ、必雨下ルト(也)」とあり、

別ものか。中国の楽としては、『旧唐書』音楽志一に「(貞観)十四年、景雲^{あゐ}見われ、河水清^すめる有り。張文收 古の朱鷹・天馬の義を

採りて、景雲河清の歌を制り、名づけて謙楽と曰い、之を管弦に奏し、諸樂の首と為す。元会の第一に奏せらるる者は是なり」とある。

但し、『文献通考』卷一四二では「景雲河清歌。亦た燕歌と名づく。高宗即位するに、景雲見れ河水清む。張文收 古義を採りて景雲河

清歌を為す」として、高宗の作としている。⑫五常楽 唐楽。四人舞の文舞。平調。『教訓抄』巻三に「五常楽 有_レ甲 中曲 新楽

…唐太宗朝、貞観末天観初、帝製_レ五常楽曲_一ヲ。五常作_レ之。仁義礼智信、謂_レ之五常。常トハ人ノ可_レ常行_一也。五常ハ即配_レ五音_一。

此曲能備「五音之和」云々とあり、唐の太宗の作で、五常（仁・義・礼・智・信）を五音（宮・商・角・徵・羽）に配した楽とする。中国の楽にこれに相当するものは見あたらない。

① 裏頭楽 唐楽。平調。四人舞。天皇や皇太子の冠礼に演奏された。「裸頭楽」とも。

『教訓抄』卷三には、「裏頭楽 中曲 新楽…此曲、李徳祐作レ之云。舞歟。又云、明帝所レ作云。楽歟。同記曰、大國ノ法、賦はらひ払之時、以錦羅絹綾等、裹レテ頭ヲ払レ之。此故『裏頭楽』云。大唐金御國ト云所アリ。一百歳ニ一度、大賦千万来テ、害損人ニ也。其時ニ奏ニ

此曲。彼ノ賦皆悉ク死云々。或人語云、此曲『霓裳羽衣之曲』。雖レ然無ニ其調者也」とあり、大量の賦が飛来した際、絹で頭を裹んで

この曲を奏したところ、虫はすべて絶えたことに因むという。『樂家録』卷三十一「本邦樂説」には「筆築説曰、或記曰、裏頭樂曲、明

帝所レ造也」ともみえる。中国文献にはこの楽に関する記述は見あたらない。

② 武昌樂 唐楽。太食調。「太平楽」の三曲（朝小子・武昌樂・合歎塩）の中の一つ。『教訓抄』卷三には「武將太平楽 有レ甲 中曲 新楽…人称ニ武昌樂、或号ニ内舞」。又謂ニ項庄鴻（門

曲）。常「太平楽」云とある。続けて『唐会要』卷三十三謙樂の「立部伎に八部有り。一は安樂、周 斉を平らげしときに作る所に

して、周代 之を城舞と謂う。二は太平楽、亦た之を五方師子舞と謂う」、および『通典』卷一四六樂六坐立部伎の「太平楽は亦た之を

五方師子舞と謂う。師子摯獸は、西南夷天竺・師子等の國より出づ。毛を綴り衣と爲し、其の俛仰馴狎の容を象る。二人 繩を持して扞

いて習弄の状を爲す。五師子各おの其の方色に依り、百四十人太平楽を歌い、舞いて扞ちて以て之を従わしむ。服飾は皆な崑崙の象を作

す」という記述を併せ載せる。

③ 応天楽 『教訓抄』卷六に黄鐘調「応天楽」の名が見え、その条に「新楽。此舞、尾張浜主作レ之。樂者、大嘗会（三） 大戸清上作レ之云。而或書云、作ニ桃李花ニ時作ニ此樂ニ云々。又云、此曲太平楽破渡吹之云々。新王初向時、用ニ此曲一。

但舞絶了。参音声、行道等ニ用レ之」とある。『樂家録』卷三十一「本邦樂説」にも同様の記述があり、「南宮横笛譜曰、承和帝大嘗会、

大戸清上作レ之、於ニ応天門ニ鬼神感ニ此曲一、故号ニ応天楽ニ云々」とも見える。

④ 越天楽 唐楽。平調、盤涉調、黄鐘調の三調子それぞれにある。舞はともなわなない管弦曲。「越殿楽」とも。『教訓抄』卷六に平調「越天楽」の名があり、その条に「新楽。律書樂図云、『宴

樂之林鐘州』、又『林羽越天』。此破ハ黄鐘調『安城樂』ヲ渡シテ、平調ノ物ト云リ。…維季ノ時マデハ、平調ノ物トセルヲ、法勝寺金泥

一切供養之日、錫杖衆ノ下樂始テ用レ之。盤涉調ニ小樂ナキユヘニ。然附レ音盤涉調ノ物トセリ」とある。『樂家録』卷三十一「本邦樂説」には、「越殿曲大唐樂也。漢文帝作レ之、太平調曲云々。一説、張良作レ之云々」とある。

㊤孔子琴操

後漢の蔡邕『琴操』に伝えると

ころの、孔子が作ったとされる琴曲「猗蘭操」をいうか。但し日本雅樂の樂名としては見あたらない。『藝文類聚』卷八十一に「琴操に曰く、猗蘭操なる者は、孔子の作る所なり。孔子 諸侯を聘するも、能く任ずるもの莫し。衛より魯に反るに、隱谷の中に香蘭の独り秀たるを見る。喟然として歎じて曰く、夫れ蘭は当に王者の香を為すべきも、今乃ち独り茂りて、衆草と伍を為す、と。乃ち車を止めて琴を援き之を鼓して自ら時に逢わざるを傷みて、辞を香蘭に託すと云う」とある。また『樂府詩集』卷五十八琴曲歌辭二に孔子の「猗蘭操」を載せるが、その題解に、「一に曰く幽蘭操と。古今樂録に曰く、孔子 衛より魯に反るに、香蘭を見て此の歌を作ると。…琴集に曰く、幽蘭操は孔子の作る所なり」とある。

㊦柳花苑

唐樂。もとは太食調であつたが、承和年間（八三四〜八四八年）に双調に改め

られた。四人の女舞であつたが、現行の曲は管弦のみを用いる。『教訓抄』卷六に双調「柳花園」がみえ、その条に「本者、柳花怨云。

而天曆内宴之日、有儀定一、被改怨字一苑字定置云々。昔ハ、此曲ニ舞アリケレドモ、絶ヘテ久クナリテ侍ドモ、舞ノアリケル時ノ様

ハ、知ベキ事ニテ侍バ、シルシ侍也。桓武天皇御時、遣唐使僊生久礼真茂所云渡一也」とある。また『樂家録』卷三十一「本邦樂説」

には、「内典曰、柳華苑曲葬礼樂也。耆婆大臣聞樂声一曰、初悲声後歎声、其人蘇生歟、早可レ返一葬車一、仍発レ棺見レ之則蘇生云々。笛

説曰、森青仙人陶門柳園詠一折花一之時、奏此曲云々。一本森青公一子青龍仙作レ之云々。一説、桓武帝御時、遣唐使僊生久礼真茂伝レ

之、即敕内教房奏レ之」とあり、仙人が陶門柳園で花を手折つて詩を詠じた際に奏でた曲とも伝えられる。

㊧喜春鶯

『教坊記』に

は教坊曲の名として「喜春鶯」がみえる。『教訓抄』卷三には「喜春樂 中曲 古樂…此曲作者、或書云、陳書興公作。是大国人也。則

漢土之立春、春宮太管、奏此曲云々。而古老伝云、此曲ハ大安寺住僧、安樂法師作レ之。舞樂間ニ分明一。可レ尋。古記云、清和天

皇ノ御時、行教法師、八幡大菩薩ヲオヒタテマツリテ、男山石清水ノ宮ヘ奉レ遷間、依ニ夢想ノツグニ、『寿心樂』ノ曲ヲ作云々。是今

ノ喜春樂也」とあるが、これが「喜春鶯」に相当するかは不明。

㊨赤白桃李花

唐樂。黄鐘調。伎女舞。「桃李花」とも。曲水の宴な

どで演奏された。『唐会要』卷三十三諸樂に「林鐘角調、紅藍花・綠沈杯・赤白桃李花・大白紵・堂堂・十二時・天下兵は改めて荷來蘇と為す」とある。また宋の陳暘『樂書』卷一八八「法曲部」には、「法曲の興りは唐よりす。其の聲始めは清商部に出づ。…太宗の破陣樂、高宗の一戎大定樂、武后の長生樂、明皇の赤白桃李花は皆な法曲なり」ともみえる。『樂府詩集』卷九十六新樂府辭七「法曲」には、「唐会要に曰く、文宗の開成三年、法曲を改めて仙韶曲と為す」と。按ずるに法曲は唐より起こり、之を法部と謂う。其の曲の妙なる者には、其れ破陣樂・一戎大定樂・長生樂・赤白桃李花有り。余曲には堂堂・望瀛・霓裳羽衣・獻仙音・獻天花の類有り、總べて法曲と名づく」とある。『教訓抄』卷三には「桃李花 又赤 白 中曲 新樂 有二十六帖、拍子各八。本是妓女舞也。是唐家ノ物歟。貞保親王ノ譜云、伊勢ノ興房申テ云、モロコシ桃花盛時ノ酒盛、三月三日、曲水宴、奏此樂。序破ノ舞、古へ絶之。仍以中央宮樂舞令通用之。但シ四帖ノ舞ヲ六帖二分宛、尤秘事タリ。口伝アリ。故則房ノ申サレシハ、昔ノ桃李花ノ舞ノ手内、前後へ走ル手アリケリ。是ヲ三帖ニ舞(也)。人ノシラヌ様ナリトゾ被シレ申」とある。『樂家録』卷三十一「本邦樂說」にも同様の記述が見える。⑦未中央宮樂

唐樂。「中央宮樂」とも。黃鐘調の文舞。承和九(八四二)年に皇太子を立てる儀式のために、仁明天皇の勅命により作られた曲とも言われている。『教訓抄』卷三には「中央宮樂 中曲 新樂：此曲、イツノ御時ニカ侍ケム、春宮始テ立給ケルニ、奉レ勅林直倉作レ之。不二分明。可レ尋」と見える。『樂家録』卷三十一「本邦樂說」にも同様の記述がある。⑧海青樂 唐樂。黃鐘調。管弦曲。仁明天皇が宴の折、船が池を三巡するうちに曲を作るよう命じ、樂人が即興で作ったとされる。『教訓抄』卷六に黃鐘調「海青樂」の名が見え、その条に「承和御時行ニ幸神泉苑。而樂人乘レ船奏レ樂。此時ニ有レ勅云、池ノ上三匝間、一匝之後出ニテ中嶋之程ニ、作ニ新樂ニ可レ奏者。爰笛師清上、篳篥師尿磨一匹之中、作ニ出曲、奏ニ南池院ニ了。新古不二分明。但始メハ船樂(三)ツクリタリケレバ、古樂ニテゾ侍ケム。又法用之時ハ、當時新樂ニ用レ之」とある。⑨平蛮樂 唐樂。黃鐘調。もとは呂旋律である水調(六調子以外の枝調子の一つ)の曲。『教訓抄』卷六に黃鐘調「平蛮樂」の名が見え、その条に「新樂。此曲、本ハ平調ノ物ニアリケルヲ、イツゴロ、又誰人ノ、此調(ハ)ワタシタリト云事、不レ見。加三度拍子。或云、此曲、平調歌於ニ黃鐘調歌ニ于隨(時)吹レ之。又云、放生會古式有ニ此樂一者。本有レ

舞歟。今無^二其^レ舛^一とある。『統教訓抄』には「抑此曲ハ、平蛮國ノ所作也、大國ノ樂也。唐土ノ法、元三日以^レ餅^ヲ與^レ人之時奏^二此樂^一云々」とあり、同様の記述は『樂家録』卷三十一「本邦樂説」にも見える。『旧唐書』や『通典』には南蛮の国として「南平蛮」の名が見えるが、ほかに「平蛮樂」に関する記述は見あたらず、詳細はわからない。清の查慎行『敬業堂詩集』卷三慎旃集下の「即事二首」其一に、「鬢^{さんぶ}婦粧いて成る細き馬馱、梨園の立部 曼声多し。太常別に平蛮樂有り、金釵玉樹の歌を取らず」という詩があり、平蛮樂という樂が中国にもあったことが窺われる。⑩拾翠樂 唐樂。黃鐘調。承和元（八三四）年、仁明天皇の即位の折に、豊樂殿の庭を海辺の

光景にみため、海草を拾うさまを象つたものと言われている。『教訓抄』卷六に黃鐘調「拾翠樂」の名が見え、その条に「水調曲 古樂 破ハ笛師清上作^レ之。…急（ハ）、監物頼吉作^レ之。四鞞鼓。加^二一拍子^一。或管弦者云、傾杯樂急ヲ渡吹賦。…有時伝^レ之。古記云、…

又笛作^二清上^一、舞作^二尾張浜主^一。又云、承和帝作^レ之。催馬樂合。序『青柳』、破『伊勢』、急『竹川』とある。また『樂家録』卷三十一「本邦樂説」に「南宮譜曰、承和大嘗之時、於^二豊樂殿前^一作奏^レ之、海濱奏^二此曲^一、集^二砂石^一殖^二樹木^一、成^二山阜之形^一布^二散萍藻^一象^二海渚之体^一、引^レ船出^二其上^一、擬^二飛帆之隨^レ波、載^二舞童於其中^一、似^二海人之拾^レ藻、曲畢即撤。笛者大戸清上作^レ之。舞者尾張濱主作^レ之」ともある。⑪千秋樂 唐樂。盤涉調。舞をともしわかない管弦曲。『教坊記』には教坊曲の名として挙げられている。『樂府詩集』卷

八十近代曲辞二には張祐の「千秋樂」を収め、その題解に「唐書に曰く、開元十七年八月癸亥、玄宗 降誕の日を以て、百僚を花萼樓の下に讌す。百僚 表して毎年八月五日を以て千秋節と為さんことを請う。王公已下 鏡及び承露囊を献じ、天下 咸く讌樂せしめんことを請い、仍ち令に著して之に従わしむ、と。千秋樂 蓋し此より起こる」とあり、ほぼ同様の記述が『旧唐書』玄宗紀上に見える。『教訓抄』卷六に盤涉調「千秋樂」の名があり、その条に「新樂 此曲、後三条院ノ康治三年大嘗会（二）、風俗所ノ預、王監物頼吉、奏^二勅作^一。而入道左大臣殿ノ、此調子ニ小樂スクナシトテ、吹トドメ給云々。…古記云、千秋樂、近代之人監物所^レ作云々。而浜雄入^二目録^一云々。是三品譜云、本朝所^レ作^レ之、非^二玄城樂^一。此事イマダヲトシスヘズ。唐ノ樂ノ目録ヲ見テ、落居スベシ」とある。また『樂家録』卷三十一「本邦樂説」には、教訓抄と同様の記述が見られるほか、「笛説曰、敏達天皇王子誕生之時、當^二三七夜^一御製作也云々」ともある。

③② 蘇合香 唐樂。盤涉調の大曲。六人舞。印度のアシヨカ王が蘇合香という菓草で病が治つたことを喜ぶ内容。桓武天皇の頃に日本に伝わつたとされる。『教訓抄』卷二に「蘇合香 有レ甲 大曲 新樂：此曲ハ、陳後主所レ作歟。一名『古唐急』。或書ニ曰、中印度ノ樂也。而モ中天竺ヨリ出タルカ。抑、阿育大王病ニワヅライ給タリケルニ、蘇合香ト云草ヲ、菓ニエ給ハズハ存命カタカルベシト申ケレバ、一國ノ大事ニテ、モトメケレドモ、オホカタモアリガタキ草ナレバ、モトメエズ、經ニ七日ヲ、此草ヲエタリ。即病イヘ給ケレバ、ヨロコビ給テ作給ト云。舞ハ育偈ト云ケル人、此草ヲ甲トシテ、起レ座舞ケルニ、一殿ノ内、匂カウバシカリケリ。以ニ此草ノ名、為ニ樂名」。又云、蘇合香出ニ蘇合國。諸香草煎汁ノ名也。此朝ヘ渡ス人、柏原天皇御時、和邇部嶋繼ト見エタリ」とある。また『樂家録』卷三十一「本邦樂説」には「唐朝調ニ蘇合香圓時、於レ旁奏此曲。故為ニ曲名ニ云々」とある。『樂府詩集』卷五十三舞曲歌辭ニ「雜舞に、「開元中、又た涼州・綠腰・蘇合香・屈柘枝・団乱旋・甘州・回波樂・蘭陵王・春鶯囀・半社渠・借席・烏夜啼の属有り、之を軟舞と謂う」とある。③③ 輪台 唐樂。四人舞の文舞。盤涉調。もとは中国の西域の樂舞という。『教訓抄』卷三に「輪台 有レ甲 中曲 新樂 序四返、拍子十六。謂ニ輪台。破七返、拍子各十二。謂ニ青海波也。大唐樂云々。作者酒醱作レ之云。ツマビラカナラズ。可レ尋。古老伝云、輪台（ハ）國名也。其國ノ人、蒼海波ノ衣ヲ着シテ、舞タリシユヘニ、ヤガテ付「其國之名」（云々）。青海波ハ竜宮ノ樂也。昔天竺ニ被レ舞儀、青波ノ浪ノ上ニウカム。浪下ニ樂音アリ。羅路波羅門聞レ之、伝レ之。漢ノ帝都見レ之伝舞曲ニ云々。此曲、昔シ者平調樂也。而承和天皇御時、此朝ニシテ、依レ勅ニ被レ遷ニ盤涉調曲。舞者、大納言良峯安世卿作。樂者、和邇部太田麿作。并乙魚、清上等也。詠者、小（野）篁所レ作也。有三説」とある。『樂家録』卷三十一「本邦樂説」に、「輪台曲大唐樂也。德醱作之。本平調之樂也。延喜年中入ニ于盤涉調也。一説、輪台者國名也。其國人著蒼海波之衣ニ舞也。而以ニ國名ニ為ニ曲名ニ云々」とある。③④ 六朝樂 未詳。『文獻通考』卷一二九・樂考二・歷代樂制に「太宗の時、詔して祕書監顏師古等をして弘農府君より高祖太武皇帝に至るまでの六朝の樂を撰定せしむ。舞名は其の後 変更して一ならざるも、獻祖より而下の廟舞は略ぼ見るべし。獻祖は光大の舞と曰い、懿祖は長發の舞と曰い、太祖は大政の舞と曰い、世祖は大成的の舞と曰い、高祖は大明の舞と曰い、太宗は崇徳の舞と曰う」とあるが、これは宗廟の舞を指すの

で、燕楽ではない。③⑤劍器渾脱 「劍氣揮脱」。唐楽。盤涉調。西域由来の散楽の一つと伝えられ、もともとは舞を伴ったという。『教訓抄』卷六に盤涉調「劍氣揮脱」の名が見え、その条に「無_二羯鼓_一」唐拍子物脱拍子云。此楽、相撲ノ節『猿楽』用レ之。拍子火急物也」とある。また『楽家録』卷三十一「本邦楽説」に「長秋卿横笛譜曰、劍氣揮脱相撲節、散楽雜藝笛、但先吹_二乱声_一、此内散楽之舞人数

十人走出、雜芸同時奏云々」とある。『教坊記』には「西河劍氣」という曲名が見えるほか、『太平御覽』卷七五一所引の『歴代名画記』に、「又た公孫大娘有り、亦た善く西河劍氣渾脱を舞う。張旭 之を見て、因りて之か草書を為す」とある。③⑥打毬楽 唐楽。四人舞。太食調。平安時代、武徳殿で騎射が行われた際に、打球（ボロ）が行われ、遊戯を樂しむさまを模したこの曲が奏されたという。宋の陳

暘撰『樂書』卷一八五・樂図論・俗部・雜楽に「打毬楽の舞は、衣は四色、窄き繡羅の襦、銀の帯、簇花折上巾、順風脚あり、毬杖を執る。蓋し唐の貞觀の初、魏鄭公 詔を奉じて造る所なり、其の調存す」とある。『文獻通考』卷一四六・樂考十九・俗部樂・女楽に、「女

弟子隊子は凡そ一百五十三人。一に曰く、菩薩蛮隊は、衣は生緋生色にして、窄砌衣を穿、冠は卷雲冠。…十に曰く、打毬楽隊は、衣は四色、窄き繡羅襦、銀帯を繫け、順風脚を裹み、簇花幘頭にして、毬杖を執る。大抵は此の若くして宜しきに從いて変易す」とある。『教訓抄』卷三には「打球楽 中曲 新楽…別装束舞 打木持、印造。向立舞。四人舞レ之。此曲、黄帝所作也。依_二兵勢_一作レ之。唐ニハ童

舞。被レ行_二小五月節會_一時者、競馬装束ノ舞人四十人立テ、木ノサキカガマレルヲモチテ、玉ヲ係。件ノ玉ハ、一ノ上ノ下シ給ト云々。件玉ニハ、大甘子ヲ紙ニツツミテ、ナゲクダシ給也。舞終ヌレバ、舞人懷中シテ罷入ナリ。是ハ宇治殿御物語ナリ。古記云、件舞人八十人、馬（ニ）乗云々。件節時、太鼓ヲ百被レ立、打ケレバ、武徳殿ノ瓦、ヒビキテ地ニ落ルト云々。件舞所ハ車ノドウノ躰ナル物ヲ立。

何事可_レ尋」とある。『楽家録』卷三十一「本邦楽説」には「打毬楽 五月五日武徳殿騎射之後、著_二唐装束_一騎_レ馬走_二毬子_一、謂_二之打毬_一也。其時用_二此曲_一、因_二名_一之打毬楽云々。一説、黄帝御製作也。依_二兵勢_一作レ之云々。笛説曰、胡国馬上曲、打_レ毬遊之時、於_二馬上_一奏_二此曲_一云々」とある。③⑦還京楽 唐楽。「還城楽」とも。一人舞。太食調。『教訓抄』卷四に「還城楽 中曲 別装束舞 古楽…此曲

者、西国之人好_レ地ヲ食トス、其地ヲ求メ得テ悦姿、不_レ可_レ説間、模_二其躰_一、作_二此舞_一之。仍名_二見地樂_一云々。作者不_レ見。不審云々。

可レ尋。古記云、此曲唐ノ目錄、入二双調曲一。何代被移ニ此調子一事不レ見。可レ尋也」とあり、蛇を好んで食べる西域の人が、蛇をみつ
けて喜んで持ち帰るさまを象つたものともいう。「見蛇楽けんたらく」とも呼ばれる。また『樂家録』卷三十一「本邦樂説」に、「筆篋説曰、唐明皇
挙レ兵誅ニ韋后一、而還ニ京師一作ニ此曲一、以号ニ還城樂一、而後宗廟奏レ之、則靈魂為レ她出現、而歡ニ喜之。因一名号ニ見她樂ニ云々。笛説
曰、大國法王行幸還御之時、大官奏ニ此樂一。一説、西夷之人好食レ她、求レ之得則舞悅、摸ニ其姿一作ニ此舞ニ云々」とあり、玄宗皇帝が韋
后らを平定し、凱旋したさまを象るともいう。『新唐書』禮樂志十二に「民間以えらく、帝 潞州より京師に還り、兵を挙げて夜半に韋
皇后を誅し、夜半樂・還京樂の二曲を製ると」とある。また『太平御覽』卷五六八所引『樂府雜錄』には、「又た曰く還京樂なる者は唐
の明皇 蜀より反るに、正樂官張野狐 此の曲を撰す」とあるほか、同書卷五七四所引『唐會要』に、「又た曰く、大定元年、天后 京
師に幸し、同州刺史蘇瓌 聖主に還京樂舞を進む。上行宮の樓に御し之を觀る。賜うに束帛を以てし、樂府に編せしむ」とある。『唐
會要』卷二十三諸樂に「中呂商は時に双調と号す。破陣樂・太平樂・傾盃樂・大舖樂・迎天樂・蟬曲・山香月殿・大百歲老壽は改めて天
長寶壽と為す。五更転・同昌還城樂・慶惟新・金風・泛金波・司農寶鷄・金方引と為す。俱摩尼仏は紫府洞真・神雀鹽・北洛帰淳に改む」
とある。㊸拔頭 唐樂。一人舞。太食調。『教訓抄』卷四に「拔頭 小曲 別裝束 古樂 又『髮頭』。此曲天竺ノ樂ナリ。波羅門
伝來隨一也。舞作者非レ詳之。一説云、沙門仏哲伝レ之。置ニ唐招提寺ニ云々。唐ノ后嫉妬貞云々。未レ詳。古老語云、唐ノ后、物ネタミヲ
シ給テ、鬼トナレリケルヲ、以ニ宣旨一樓ニ籠ラレタリケルガ、破出給テ舞給姿ヲ模トシテ作ニ此舞一。而無ニ作者一。尤不番云々。無ニ后
御名ことある。また『樂家録』卷三十一「本邦樂説」には、「拔頭曲、大唐国后有ニ嫉妬ニ成レ鬼、以ニ宣旨一籠レ之、破ニ出牢ニ成レ舞之形
摸レ之作ニ此舞一也云々。一説天竺之曲也、婆羅門伝ニ來之ニ云々。一説仏哲伝レ之。引ニ通典ニ曰、拔頭出ニ西域一、胡人為ニ猛獸一所レ噬、
其子求レ獸殺レ之為ニ此舞一以象也」とある。父親を猛獸に殺された胡の子が、父の仇を打って歡喜するさまを象つた舞であるとか、唐
代の后妃が鬼と化したさまを象つた舞であるとか、その起源は諸説ある。「宗妃樂」ともいう。『旧唐書』音樂志二に、「撥頭は西域より
出づ。胡人 猛獸の噬む所と為り、其の子 獸を求めて之を殺さんとし、此の舞を為して以て之を像るなり」とあり、同様の記述が『通

典』卷一四六にも見える。③蘇芳菲 唐楽。乞食調。「そはひ」とも。『教訓抄』卷四に「蘇芳菲 拍子九 又古楽 新楽 此曲五月節

会、舞ニ御輿之御前」。是從ニ弘仁初テ競馬ノ行幸奏レ之。對ニ右『狛竜』。小馬形乘。『蘇芳菲』ノ身ハ師子ノ姿ナリ。頭ハ如ニ大頭也。口細シテ面長。中実装束、如ニ左乘尻装束ニ也。木帽子、踏懸、糸鞋ナリ。在ニ子二人。装束如レ犬。在ニ面帽子ニ、ハキモノナシ。

此中実、樂所末者役。子者、各從出ル。乘尻ノ前(ニ)參向、奏ニ當曲。向ニ御車ニ、付ニ御幸。舞ノ躰者、先ヅ身ヲ振テ、左ヲハクビ、右ヲハクミ、次拝二度、膝ヲカガメテハウ。御車(ニ)先キ立也。御車御所寄畢後、又如レ先ハクビテ、還烈之時、即加ニ三度拍子。古

記云、此舞弘仁ヨリ初テ、競馬行幸奏レ之。此舞躰如ニ師子ノ。頭有ニ(一)角、頭色金色、其身色。詠子二人。面形如出色白、蒙ニ紺帽子ニ、如レ犬岐之。又船樂ニモ奏レ之。ソノユヘニ古樂トシルシタル物也。是ハ古樂ニ用時、口伝アリ」とあり、嵯峨天皇の競馬の行幸

に始まる、獅子舞のような舞。一方、『樂家録』卷三十一「本邦樂説」には「笛説曰、蘇芳菲曰、大國樂也。天変之時奏ニ此曲云々」とある。中国文献にはみえない。④五調 もともと五調は、中国の五音(宮・商・角・徵・羽)をそれぞれ主音とする平・清・瑟・楚・

側の五調を指す言葉だが、ここでは日本雅樂で用いられる五調子のことを言うのであろう。壹越調、平調、双調、黄鐘調、盤涉調の五つ。これに太食調も加えて雅樂の六調子とも呼ぶ。平安時代には中国の樂律の影響を受け、この六調子が唐樂には用いられるよ

うになった。壹越調は中国の十二律の黄鐘を主音とする調、平調は太簇を、双調は仲呂を、黄鐘調は林鐘を、盤涉調は南呂を主音とする調。『日本国志』卷二十六礼俗志「樂律」にも、「一曰一越調、二曰断金調、三曰平調、四曰勝調、五曰龍吟調、別名下無、六曰双

調、七日鳧鐘調、八曰黄鐘調、九曰鸞鏡調、十日般涉調、十一曰神仙調、十二曰鳳音調、別名上無。伶工相承、以一越為黃鐘、断金為大呂、平調為大簇、勝絶為夾鐘、龍吟為姑洗、双調為中呂、鳧鐘為蕤賓、黄鐘為林鐘、鸞鏡為夷則、般涉為南呂、神仙為無射、鳳音為应

鐘。物徂徠云、稽諸華夏燕楽、有越調・双調・般涉調・仙呂調、皆調名而非律名也。龍吟声即唐長鳴三声之一、鳳鸞商乃琵琶独弹曲破之名、而断金・勝絶・鳧鐘・絶無所考、或当字誤。上無・下無為此方所命、独巢笙平調子為林鐘、仙呂管為夾鐘者、実以命律、然不復与此方所伝者合」とある。④

八十四調 隋の鄭訳(五四〇〜五九一)が開皇七年に提出した樂論。十二律それぞれの「律」に、七声(宮・變宮・商・角・徵・變徵・

羽の七音による音階) それぞれを主音とする調が理論上成立し、併せて八十四調が存在することになるといふもの。隋代には用いられることはなかったが、祖孝孫らによって唐代初めに制定された雅楽に応用された。『隋書』音楽志中に「又た詔して知音の士を求めて、尚書に集め、音楽を参定せしむ。… 詔 遂に其の捻ずる所の琵琶の絃柱に因りて、相飲して均を為し、其の声を推演し、更に七均を立て、合して十二と成し、以て十二律に応ぜしむ。律に七音有り、音ごとに一調を立つ、故に七調十二律、合して八十四調を成す。旋転して相交わり、尽く皆な和合す。… 時に牛弘 樂事を総べ知むるも、弘 音律を精知する能わず。又た音を識る人の万宝常なるもの有り、洛陽の旧曲を修め、言えらく、幼くして音律を学び、祖孝徴を師とし、其の上代の修調せし古楽を知る、と」とある。この記述にも見えるとおり、万宝常は音律に秀でた人物で、楽戸の身分にあつた。百四十四律に七調を載せる一千八声を提唱し、鄭訳の理論に通ずる考え方を持っていたが、基準とすべき音については考え方を異にした。『隋書』万宝常伝には、「開皇の初め、沛国公鄭訳等 樂を定め、初めて黄鍾調を為す。宝常 伶人為りと雖も、訳等召さるる毎に与に議す。然れども言は多くは用いず。後に訳の樂成りて之を奏するに、上宝常を召して、其の可なるか不かを問うに、宝常曰く、此れ亡国の音にして、豈に陛下の宜しく聞くべき所ならんや、と。上 悦ばず。宝常因りて樂声の哀怨淫放にして、雅正の音に非ざるを極言し、水尺を以て律と為し、以て樂器を調せんことを請う。上 之に従う。宝常 詔を奉じ、遂に諸樂器を造るに、其の声 率ね鄭訳の調より二律下る。併せて樂譜六十四卷を撰し、具さに八音の旋相して宮を為すの法、絃を改め柱を移すの変を論ず。八十四調、一百四十四律を為し、変化して一千八百声に終わる。時人以下周礼に旋宮の義有り、漢魏より已來、音を知る者は皆な通ずる能わざるに、宝常の特に其の事を創れるを見て、皆な之を哂う。是に至りて、試みに之を為らしむるに、手に応じて曲を成し、凝滞する所無く、見る者嗟異せざる莫し。是に於いて樂器を損益するに、勝くは紀すべからざるも、其の声は雅淡にして、時人の好む所と為らず、太常の声を善くする者の多くは之を排毀す」とある。日本の雅楽も隋唐以来の七声十二律にもとづいているけれども、実際のところは六調子によって演奏された。

④ 沈梅士作『学楽録』 沈梅士は沈文英(一八三一〜?)、字は梅史。浙江省余姚の人。黄遵憲と同じ駐日公使館隨行員で、一八八〇年に帰国。『学楽録』については未詳だが、筆談記録によると、

沈文燧は完成後に、それを張斯桂、黃遵憲、大河内輝声らに見せている。④加藤熙 加藤熙（一八一〜一八八四）、字は伯敬、通称は有麟、号は桜老、神陰など。常陸笠間藩の儒者。幕末は長州藩校明倫館の教授などを、明治維新後は軍務御用掛、漢字所御用掛などを歴任。著に『三種神宝考』、『和漢孝子蒙求』、『管子要語』、『言志稿』などがある。なお、加藤桜老は一八七八（明治十一）年四月十六日、大河内輝声の招きにより何如璋、張斯桂、黃遵憲らとともに隅田川の花見を楽しんでいた。その日、加藤は越天楽などの雅楽を演奏し、黃遵憲らと雅楽についての筆談を交わしている（劉雨珍編校『清代首届駐日公使館員筆談資料彙編』、天津人民出版社、二〇一〇年、七一頁〜七六頁参照）。④「白芷」誤「白埜」 「白芷」は「白紵」の誤りか。また「白埜」は「白柱」の誤りか。『日本国志』卷三十六礼俗志二には「白紵誤白柱」とあり、「白柱」ならば日本雅楽の唐楽・盤涉調の管絃曲にその名がある。『教訓抄』卷六盤涉調「白柱」に「新楽。謂之『徳貫子』」。有三説。一者、拍子九。：是兒女子、京様云、二者、拍子十。：是云三奈良様。大判官ハコレヲ秘説トセリ。三者、忠拍子説也。頗拍子八可レ用。：博雅三位之説、可レ為古楽物云とある。『樂家録』卷三十一「本邦楽説」には「笛説曰、白柱曲、元明天皇御職位時、文武天皇御製作云々」ともある。また「白紵」については、『樂府詩集』卷五十三舞曲歌辞二・雜舞に「雜舞なる者は公莫・巴渝・槃舞・鞞舞・鞞舞・白紵の類は是なり」とあり、同書卷五十五舞曲歌辞四・雜舞「晉白紵舞歌詩」に、「宋書樂志に曰く、白紵舞は、按ずるに舞辭に巾袍の言有り。紵は本は呉の地の出す所にして、宜しく是れ呉の舞ならん」とある。「白紵」を含む楽名は見あたらない。④「張胡子」誤「朝小子」 「朝小子」は、太食調の曲名。「太平楽」を構成する三つの曲の一。『教訓抄』卷三「武將太平楽」に「急、拍子廿四。謂之合歡塩。：劍ヲ納時、右膝突居。一説、向合。一説、上手南向、下手北向。此間奏三小乱声、有三由緒。舞出入、用道行。号朝小子、（拍子十也。）入時加三度拍子」とある。また『樂家録』卷三十一「本邦楽説」には「唐帝之王子誕生時奏此曲、以名朝小子云々」とある。「張胡子」については未詳。④「景德」誤「鶉徳」 「鶉徳」は唐楽、平調の管絃曲。鶉がそなえる徳（仁義礼智信）を表したものを、鶉頭国を漢が征服したことを表したものを、「景德凱容舞」にもとづくものなど諸説ある。『教訓抄』卷六には平調「慶徳」の名が見え、その条には「新楽。此曲又『鶉徳』云。鶉有五徳故作此曲云々。

漢土(ノ)南二ノ国アリ、名ニ鷄頭国^ニ。其国ヲ打トリテ、悦テ作^ニ此樂ニ云々。『鷄積』云とある。『隋書』音楽志上に、陳の宗廟の樂として「皇祖景皇帝神室奏景德凱容舞辭」という名とその歌辭がみえる。④「鳥曰」誤「鳥向」 「鳥向樂」は嵯峨天皇の作とされ、南池院行幸の歲の樂として演奏されたという。『教訓抄』卷六には盤涉調「鳥向樂」の名が見え、その条に「古樂。此曲、弘仁御時、南池院行幸船樂(三)作レ之。鶴首ニ向故ニ、名ニ鳥向樂」。船樂(二)作故、為ニ古樂。于レ今參向、行道ノ樂ニ用レ之。此時新樂」とある。また『樂家録』卷三十一「本邦樂說」に「笛說曰、大國法賢王之時法王來之時、向ニ彼鳥ニ奏ニ此曲、肅絃作レ之」とある。「鳥曰」については未詳。⑤「蘇幕遮」誤「莫者」 「蘇幕者」とも。唐樂。盤涉調。一人舞で、桶襠裝束に、面(山神とも猿とも)をつけ、太子と呼ばれる笛役が竜笛を吹く。「蘇幕遮」については、『新唐書』宋務光伝、附呂元泰伝に「時に又た清源尉呂元泰有り、亦た上書して時政を言いて曰く、…比^{さま}ろ坊邑相い率いて渾脱隊を為し、駿馬胡服にして、名づけて蘇莫遮と曰うを見る。旗鼓相當るは、軍陣の勢なり。騰逐喧譟するは、戰爭の象なり。錦繡夸競するは、女工を害するなり。督斂貧弱なるは、政体を傷うなり。胡服して相歛ぶは、雅樂に非ざるなり。渾脱 号と為すは、美名に非ざるなり」とあり、異民族の装いをする者やその装いをする舞樂隊の名称とされておられ、同様の記述が、『唐會要』卷三十四論樂にも見える。また同書卷三十三諸樂には「大簇宮は時に沙陀調と号す…蘇莫遮は改めて万宇清と為す」、「南呂商は時に水調と号す。破陣樂・九野歛・泛金波・凌波神・昇朝陽・蘇幙遮・歛心樂・蟬曲・來賓引・天地大宝、五更転なり。金風調。蘇幙遮は改めて感皇恩と為す」とあり、樂名としての「蘇莫遮」の例がみえる。『教坊記』にもその名が挙げられている。『教訓抄』卷四には「蘇幕者 別裝束舞 天王寺ニ舞レ之 古樂…此舞ハ、昔役^{えひの}行者大峯ヲ下給ケルニ、笛ヲ吹給ケルヲ、山神メデ給テ舞ケルヲ、行者ニ見付ラレテ、舌ヲクヒ出シタルト申伝タリ。件出現ノ峯ヲバ、蘇莫者ノタケト名付ケ、今ニ在ト云。而聖德太子河内ノ龜瀨ヲ通ラセ給ケルニ、馬上ニシテ、尺八ヲアソバシケルニ、メデテ山神舞タル由、近代法隆寺ノ繪殿說侍^{よす}ベル。御持ノ預申侍。仍不審無レ極處ニ、或僧云、「蘇幕者ノ事ハ、六波羅蜜經(三)具ニ説タリ。仏世界曲ナリ。非ニ此朝ノ事。」正ク申キ。以レ是案レ之、樂ガ天竺樂ニテ侍ヲ、化人タチノアソバシタリケルトボヘ候也。舞ハ山神ノ曲、更ウタガイナシ。可レ尋」とある。『樂家録』卷三十一

「本邦楽説」にも同様の記述が見える。

④「金鑿」「澀河鳥」

B注④参照。

⑤物徂徠疑為倭楽

B注④および補注G参照。

F 「蘭陵王」、「太平楽」の舞楽以外に、古い歌楽がたくさん伝わっている。「安世楽」、「王昭君」、「想夫憐」、「採桑」、「泛龍舟」、「玉樹後庭花」、「秦王破陣楽」、「慶雲楽」、「甘州」、「傾杯楽」、「夜半楽」、「長慶子」、「万歳楽」、「春鶯囀」、「北庭楽」、「河水清」、「五常楽」、「裏頭楽」、「武昌楽」、「応天楽」、「越天楽」、「孔子琴操」、「柳花苑」、「喜春鶯」、「赤白桃李花」、「未央宮楽」、「海青楽」、「平蛮楽」、「拾翠楽」、「千秋楽」、「蘇合香」、「輪台」、「六朝楽」、「劍器渾脱」、「打毬楽」、「還京楽」、「拔頭」、「蘇芳菲」の類はみな伝わっている。しかしながら、その楽譜は伝わっているものの、その歌辞は伝わっておらず、樂器によつて演奏するだけである。ただ五調のみを用い、八十四調は用いない。我が友沈梅士が『学楽録』を著して、万宝常が作ったという八十四調は、實際の役には立たない理論にすぎず、世間ではこれを用いてはいない、と考えている。この日本の雅楽の様相を見るに、沈梅士の話はでたらめではなさそうだとわかる。老樂師の加藤熙なる人物がいて、以前私のためによくつかの音楽を演奏してくれたことがあるが、その音節は考証しようがない。思うに、雅楽が日本に伝わった時代は遙か遠い昔であり、その間にもたびたび変化してきたため、現存する樂舞は昔の姿を髣髴とさせるものはあるが、それ以上の詳しいところはわからないのである。曲名もまた誤って伝わっているものが多い。「白世」は「白埜」に、「張胡子」は「朝小子」に、「景德」は「鷄德」に、「鳥白」は「鳥向」に、「蘇幕遮」は「莫者」に誤っており、音が近いことから転訛したのもあれば、字が似ているために転訛したものもある。樂人は世襲なので、(誤ったままそのものを伝承するばかりで)誤りを訂正するということを知らなかったのも、不思議ではない。また「金鑿」「澀河鳥」という曲があるが、これらの曲が何から転訛したものかは明らかではない。荻生徂徠がこれらは倭楽ではないかとしているが、恐らくそうではないだろう。思うに、これらもやはりまた唐楽から転訛したものでらう。

G 『日本国志』卷三十六礼俗志三には、唐楽について次のように記している。「唐楽曲 由唐時伝授、楽曲有万歳楽・回波楽・鳥歌・承和楽・河水楽・菩薩破・武德楽・蘭陵王・安楽・塩三台・塩甘州・胡渭州・慶雲楽・想夫憐・夜半楽・扶南小娘子・越天楽・林歌・孔子琴操・王昭君・折楊柳・春庭楽・柳花苑・赤白桃李花・喜春鶯・平蛮楽・千秋楽・蘇合香・輪台・傾盃楽・太平楽・打毬楽・還京楽・蘇芳菲・長慶子・一团嬌・採桑・秋風楽・賀皇恩・玉樹後庭花・泛竜舟・破陣楽・拔頭諸楽、然伝其譜不伝其辞、所謂制氏能記其鏗鏘鼓舞而已。且伶人多不識字、故曲名亦多謬誤、如白紵誤白柱、張胡子誤朝小子、景德誤雜德、烏白誤烏向、蘇幕遮誤蘇莫者、西涼州誤最涼州、康老子誤小老子、大酺楽誤大補楽、小飲酒誤胡飲酒、安世楽誤安城楽。尚有五常楽、物徂徠謂即五行舞、即周大武、漢謂之五行舞。（平調曲有五常楽、『和名類聚鈔』作五聖。凡古楽有序声、破声、急声、全備者無幾、而此曲有序・有詠・有破・有急、蓋伶工相承、独崇重此曲、故物徂徠疑即韶楽。村瀬之熙曰、古来常讀如韶、韶、舜楽也、五即虞字之転訛。吾邱寿王、『水経注』作虞邱。王心麟『詩攷』曰、騶虞、或作騶五、見劉芳『詩義疏』。五常即虞韶之誤也。『南齊書』楽志曰、凱容舞本舜韶舞、漢改曰文始。魏復曰大韶。又造咸熙為文舞。晋傅元六代舞、有虞韶舞、宋以凱容繼韶為文舞、即此五常楽也。）荆仙楽（物徂徠云、疑即慶善楽）、賀殿（『和名類聚鈔』曰、承和中、遣唐判官藤原貞敏以琵琶伝此曲、然唐時楽府無此目。村瀬之熙曰、疑是河伝、以国音同、故訛。今按郭茂倩『楽府詩集』雜曲歌辞有金殿楽、当是金殿之訛也）、春鶯転（物徂徠云無所見、今考『楽苑』曰、大春鶯轉、唐虞世南及蔡亮作。又有小春鶯轉并商調曲、転当是轉字之訛）、金鞞（物徂徠云無所見、今考当是黄鞞之訛）、酒胡子（物徂徠云、疑是酒家胡）、洪河鳥（物徂徠云、疑是倭楽）、十天楽・裏頭楽・陪臚（物徂徠、村瀬之熙皆云疑是伴侶）、勇勝（物徂徠云、無所見、今考「雜曲歌辞」有戰勝楽）・河南浦・央宮楽・感城楽・海青楽・一弄楽・拾翠楽・青海波・宗明楽・仙遊霞・竹林楽（物徂徠并云、未詳）、或伶人謬記、或華夏失伝、均未可知。其太平楽及蘭陵王・破陣楽、均為舞楽。破陣則戴仮面具上場、有発場蹈厲之概。太平楽四人対舞、皆緋衣佩金魚袋、俯仰揖讓瀟瀟乎雅音、楽作時、伶人十数披

柄襦衣、跪坐席外、旁列樂器、先擊鼓、鼓停、舞者四人出、笙簧管籥諸樂雜作、一人吹笛、抑揚抗墜、極和而緩、舞止、樂亦止。余飲巨室家、巨室召宮内供奉伶人為此、余親見之。」

(以上、林 香奈)

A 其「百五十七」

仙詞選定淺茅原

仙詞は淺茅原あさじはらを選定し

朝貴傳宣朱雀門

朝貴は朱雀門すざくもんに伝宣す

青摺肩衣紅帕首

青摺あおずりの肩衣かたきぬ 紅はくしゆの帕首

兩行舞踏上歌垣

兩行 舞踏うたがきして歌垣たてまつを上る

〔韻字〕原・門・垣（上平十三元）

B ①仙詞 仙界の言葉。唐の施肩吾「聞山中步虚声」詩（『全唐詩』卷四九四）に、「仙詞は偶たま東風を逐いて来り、誤りて数声を飄

わせて塵境に落つ」とある。ここでは歌垣の歌曲を言う。②淺茅原 歌垣に用いられた古曲の一つ。補注G参照。岩波書店新日本古典

文学大系本『続日本紀』の補注によると、『古事記』景行記に見える歌「淺小竹原 腰なづむ 空は行かず 足よ行くな」に曲節をつけ

たものと推定される。この歌は倭建やまとたけるのみこと 命を偲んでその妃と御子達が歌った四首の御葬歌の一つ。③朝貴 朝廷において權勢のある

人。『宋書』鄭鮮之伝に「上 嘗て内殿に於て宴飲す。朝貴 畢しんぱいく至るも、唯だ鮮之をのみ召さず」とある。④傳宣 勅旨を伝達す

ること。『宋史』職官志一「諸司は特旨を伝宣するに、報を承けて審覆し、然る後に下すを行う」とある。⑤朱雀門 平安宮外郭十二

門の一つで、南面中央の門。大伴門とも。⑥青摺肩衣 青摺あおずりは白地に山藍などの汁を摺りつけて模様を染め出した布製の上着。肩衣

は袖なしの胴衣。『古事記』仁徳記に「其の臣、紅の紐を著けたる青摺の衣を服たり。故に水濼にわたすみ、紅の紐に払れて、青きは、皆紅の色

に変わりき」(訓読は小学館新編日本古典文学全集本による)とあり、また雄略記に「天皇の葛城山に登り幸しし時に、百官の人等、悉ことごとく紅の紐を著つけたる青摺の衣を給りて服またり(同上)」とある。この着用法は以後の大嘗祭・新嘗祭の小忌衣にも継承される。『延喜式』卷第七神祇「踐祚大嘗祭」の「斎服」条(新訂増補国史大系本)に「小斎の親王以下は皆な青摺の袍、五位以上は紅の垂紐(浅き深き相副えよ)、自余は皆な結紐。内親王及び命婦以下女孺以上も亦た青摺の袍、紅の垂紐(五位以上も亦た浅き深き相副えよ)、自余は皆な結紐(親王以下女孺以上は皆な日蔭鬘)」とある。垂紐とは肩に結び垂らしたもので、結紐とは紐を肩につけたもの。日蔭鬘とは山地に自生するシダ類ヒカゲノカズラ科の常緑多年草で、宮廷祭祀に仕える者が冠の飾りとした。

⑦紅帕首 赤い頭巾で頭を巻くこと。韓愈「元和聖徳詩」(『五百家注昌黎文集』卷一)に「錦を以て股に纏まとい、紅を以て首こうべを帕まく」とあり、同じく韓愈「送幽州李端公序」(『五百家注昌黎文集』卷二十)に「郊に及びて、司徒公は紅帕首、鞞袴かこして刀を握り、左右に雜佩す」とある。なお、この紅帕首という描写は自注に引く『続日本紀』の「垂紅長紐」という記述とは異なる。また、底本の自注では「服皆著青摺細布、衣垂紅長紐」に作るが、正しくは「服皆著青摺細布衣、垂紅長紐」。補注G参照。

⑧舞踏 足踏みをして舞い踊ること。『懷風藻』の山田三方「秋日於長王宅宴新羅客一首并序」に「我を酔わしむるに五千の文を以てして、既に飽徳の地に舞踏し、我を博ひろむるに三日の什を以てして、且つ叙志の場に狂簡す」(訓読は岩波書店日本古典文学大系本による)とある。また『続日本紀』卷三十九、桓武天皇延暦七年四月癸巳の条(新訂増補国史大系本)に「是の日早朝、天皇は沐浴し、庭に出でて親ら祈しほらる。頃しほらく有りて、天闇く雲合いて、雨降ること滂沱ぼうたたり。群臣舞踏して万歳を称せざる莫し」とある。

⑨歌垣 古代日本で、若い男女が山や市などに集まり、求愛の歌を詠みかわし舞踏して遊んだ行事。『古事記』清寧記に「故か、天の下を治めんとせし間に、平群臣へいぐりのおみが祖、名は志毘臣しひのおみ、歌垣に立ちて、其の袁祁命おけのみことの婚あわむとせし美人が手を取りき。(中略)爾くして、袁祁命も、亦、歌垣に立ちき」(訓読は小学館新編日本古典文学全集本による)とある。のちに宮廷に入り、踏歌を合流して儀式化する男女唱和の歌舞となる。補注G参照。

C 歌垣の曲目には浅茅原が選ばれ、朝廷の高官たちは勅旨により朱雀門に召し出された。青摺の衣を着て赤い頭巾で頭を巻き、二列に分かれて舞踏をして、歌垣を献上する。

D 和歌は毎に之を宴会に用う。難波曲有り、浅茅原曲有り、八裳刺曲有り。日本紀に、「宝龜元年三月、葛井・船・津・文・武生・藏の六氏の男女二百三十人、歌垣を供奉す。服は皆な青摺の細布衣を著、紅の長紐を垂らす。男女相い並びて、行を分けて、徐に進み、歌の曲折の毎に、袂を挙げて節を為す」と。又た、「天平六年、天皇 朱雀門に御して、歌垣を覽る。男女二百四十余人、四品以上の風流有る者、其の中に交雜る。正四位長田王 歌を為し、本末を以て唱和す。士女をして縦に觀せしめ、驢を極めて罷む」と。

E ①難波曲 「難波津に咲くやこの花冬ごもり今は春べと咲くやこの花」の歌に曲節をつけたものか。『古今集』仮名序では、この難波津の歌は王仁の作とされ、浅香山の歌とともに手習う人が初めに用いる歌とされている。平城京出土の木簡や土器にも多く記され、広く知られていた。②八裳刺曲 『古事記』景行記に見える倭建命の歌「やつめさす 出雲建が 佩ける大刀 黒葛多纏き さ身無しにあはれ」に曲節をつけたものか。「やつめさす(八裳刺)」は出雲にかかる枕詞。③葛井 百済系渡来氏族の一つ。『日本書紀』によると、欽明天皇三十(五六九)年四月、王辰爾の甥の胆津に白猪史の氏姓を与え、白猪屯倉の田令に任命した。この白猪史のち養老四(七二〇)年五月に葛井連と改姓、延暦十(七九二)年正月に宿禰を賜った。本拠地は河内国志紀郡長野郷(大阪府藤井寺市付近)。④船 百済系渡来氏族の一つ。『日本書紀』によると、欽明天皇十四(五五三)年七月、朝廷は王辰爾を遣わして船賦を数え録させ、辰爾を船長とし、船史の氏姓を与えた。天武天皇十二(六八三)年十月に連に改姓、延暦十(七九二)年正月に宮原宿禰に改姓した。本拠地は河内国丹比郡野中郷(大阪府藤井寺市・羽曳野市の一部)。⑤津 百済系渡来氏族の一つ。氏名は港津の管掌に由

来する。『日本書紀』によると、敏達天皇三（五七四）年十月に王辰爾の弟牛が津史の姓を賜わり、天平宝字二（七五八）年八月に連に改姓。本拠地は河内国丹比郡（大阪羽曳野市の高鷲・野々上付近）。⑥文 王仁の後裔氏族。「書」とも書く。応神朝に百濟から招かれてきた王仁博士は『古事記』では文首らの祖、『日本書紀』では書首の祖と伝えられた。天武十二（六八三）年九月に連、同十四年六月に忌寸いみきとなり、さらに延暦十（七九二）年四月に宿禰に改姓。代々文筆専門の氏として朝廷に仕え、大和国の東漢氏やまとのあやに対して西文かろのあみとも称される。本拠地は河内国古市郡古市郷（大阪府羽曳野市古市）。⑦武生 王仁の後裔氏族。姓は初め連、延暦十（七九二）年四月、文氏とともに宿禰を賜る。『続日本紀』によると、称徳天皇の天平神護元（七六五）年十二月に、右京の外従五位下馬毗登国人、河内国古市郡の正六位上馬毗登益人ら四十四人に武生連を賜ったという。本拠地は河内国古市郡（大阪府羽曳野市付近）。⑧蔵 朝廷の財務を司った蔵の職に携わった氏族。『日本書紀』天武元年（六七二）六月条に大蔵直広隅の名がみえる。天武十一（六八二）年五月に連、同十四年六月に忌寸、延暦四（七八五）年六月にその一部が宿禰に改姓。⑨風流 みやびやかなこと。上品で優美な趣のあること。『万葉集』巻六、一〇一一番歌の漢文題詞に「風流意気の土」が見え、『古今和歌集』真名序にも「風流は野宰相の如く、軽情は在納言の如しと雖も、皆他の才を以ちて聞こえ、斯の道を以ちて頭れず」（訓読は岩波書店新日本古典文学大系本による）とある。⑩長田王 奈良時代の官吏、歌人（？）七三七。靈龜二（七一六）年正月、従四位下に昇り、同年十月近江守となる。神龜六（七二九）年、正四位上に昇り、衛門督えもんのかみとなる。天平四（七三二）年十月、撰津大夫となる。『万葉集』に伊勢と筑紫の旅の歌六首を残す。なお、『続日本紀』巻十一によると、当日の歌垣には長田王、栗栖王くりす、門部王かどべ、野中王の四名が歌頭を務め、難波曲・倭部曲やまとべかり・浅茅原曲あさぢ原・広瀬曲ひろせがき・八裳刺曲などを奏したという。補注G参照。

F 和歌は宴会のたびに用いられた。難波曲なにわがき、浅茅原曲あさぢはらがき、八裳刺曲やつむすかりなどがある。『続日本紀』によると、「宝龜元年三月、葛井・船・津・文・武生・蔵の六氏の男女二百三十人が、歌垣を奉った。参加者の服装は全員青摺あおすりの細布衣たえのこぎを着て、赤い長紐を

つけていた。男女は相い並んで、行を分けて徐々に前へ進み、歌の節ごとに、袂を挙げて節を為した」と。また次のように記録している。「天平六年、天皇は朱雀門に出御して、歌垣をご覧になった。この歌垣には、男女二百四十余人が集い、四品以上でみやびやかな者がその中に混ざっていた。正四位の長田王が歌頭うたかしらとなつて、歌の始めと終わりで唱和した。都の男女に自由に観覧させ、歌垣は欲を極めて終わった。」

G 『続日本紀』卷三十称徳天皇宝亀元（七七〇）年三月の記述は以下のとおり。「辛卯、葛井・船・津・文・武生・蔵六氏男女二百卅人供奉歌垣。其服並著青措細布衣、垂紅長紐。男女相並、分行徐進、歌曰、（中略）。每哥曲折、举袂為節。其余四首並是古詩。不復煩載。」また、『続日本紀』卷十一聖武天皇天平六（七三四）年二月の記述は以下のとおり。「二月癸巳朔、天皇御朱雀門、覽歌垣。男女二百卅余人、五品已上有風流者、皆交雜其中。正四位下長田王、從四位下栗栖王・門部王、從五位下野中王等為頭。以本末唱和、為難波曲・倭部曲・淺茅原曲・広瀬曲・八裳刺曲之音。令都中士女縱觀。極歛而罷。賜奉歌垣男女等祿有差。」（岩波書店新日本古典文学大系本『続日本紀』による。）

A 其「百五十八」

檀腹琵琶出錦囊 檀腹の琵琶 錦囊より出し

曾偕羯鼓譜霓裳 曾て羯鼓かこと偕ともに霓裳を譜す

大唐法曲今誰讀 大唐の法曲 今誰か読まん

空記當年劉二郎 空しく記す 当年の劉二郎

〔韻字〕囊・裳・郎（下平七陽）

B ① 檀腹琵琶 紫檀で作られた琵琶。 ② 錦囊 錦で作った袋。『新唐書』文芸伝下に「李賀は）旦日の毎に出で、弱馬に騎り、小さき奚奴を従え、古き錦囊を背おう。得る所に遇えば、書きて囊の中に投ず」とある。 ③ 羯鼓 筒状の胴の太鼓の一種。羯鼓、両杖鼓とも。四世紀ころ西域から中国に伝わり、隋・唐の時に、天竺伎・龜茲伎・疏勒伎・高昌伎の樂器として使われた。『旧唐書』音樂志二に、「羯鼓は正に漆桶の如く、両手具ともに撃つ。其の羯中より出づるを以て、故に羯鼓と号す。亦た之を両杖鼓と謂う」とある。また『新唐書』禮樂志十二に「玄宗）帝は嘗て稱す、羯鼓は八音の領袖にして、諸樂 方ならう可からざるなりと。蓋し本より戎羯の樂にして、其の音太簇一均なればならん。龜茲・高昌・疏勒・天竺の部は皆な之を用い、其の聲 焦殺にして、特に衆樂と異なる」とある。 ④ 法曲 唐代の宮廷音樂の種目。漢代以来の俗樂清商樂を、西域樂と合わせて作った新しい音樂で、玄宗がこれを好み、梨園という教習所を設けて自ら教えた。代表曲は「霓裳羽衣曲」。『新唐書』禮樂志十二に「初め、隋に法曲有り、其の音は清くして雅に近し。其の器に鏡・鈸・鐘・磬・幢簫・琵琶有り。（中略）玄宗は既に音律を知り、又た法曲を酷愛す。坐部伎の子弟三百を選びて梨園に教う。声に誤り有る者、帝必ず覺りて之を正し、皇帝梨園弟子と号す」とある。白居易「江南遇天寶樂叟」詩『白氏長慶集』卷十二に、「白頭の老叟 泣きて且つ言う、祿山 未だ乱れざるに梨園に入る。能く琵琶を弾き法曲に和し、多く華清に在りて至尊に隨う、と」とある。 ⑤ 霓裳 霓裳羽衣曲の略。唐の玄宗が、夢に月宮殿で天人の舞樂を見、これに象つて作ったと伝える樂曲。西涼節度使の楊敬述が献上したとの説もある。『通志』卷四十九「樂略第一」坐部伎六曲の霓裳羽衣曲に「河西節度使楊敬忠 献す。一説に羅公遠 明皇と月宮に遊びて、仙女数百の皆な素練霓衣にして舞うを見る。其の曲を問う。霓裳羽衣と曰う。帝 黙りて其の音調を記して還る。故に是の曲を作る」とある。白居易「法曲」『白氏長慶集』卷三に「法曲法曲 霓裳を舞う、政は和にして世は理ままり 音は洋洋たり。開元の人は楽しく且つ康やすし」とあり、自注に「霓裳羽衣曲は、開元に起りて天寶に盛んなり」とある。 ⑥ 劉二郎 『日本三代実録』卷十四によると、藤原貞敏が承和五（八三八）年唐の上都（長安のこと）へ赴き、琵琶の名手劉二郎に巡り合った。貞敏が砂金二百両を贈って教えを請い、二、三ヶ月でことごとく妙曲を習得したという。しかし、同時に入唐した円仁の『入唐求法巡礼行記』によると、藤原貞敏は長安に行つてお

らず、揚州に残つて残留組の指揮者となつたという。さらに宮内庁書陵部『琵琶譜』の奥書によると、貞敏は揚州到着直後の八月七日に、遣唐使担当官の王友真を通じて、揚州觀察府に琵琶博士を紹介してくれるように依頼した。九月七日、觀察府は八十五歳になる廉承武（字廉十郎）という琵琶博士を送つてよこした。貞敏は揚州の開元寺の北にある水館でしばらく琵琶を習い、九月二十九日に学業を終えて廉承武から譜を贈られたという。補注G参照。

C 紫檀の琵琶を錦の袋より取り出すと、これは昔、羯鼓とともに霓裳羽衣曲を演奏したものである。大唐の法曲は今となつては誰が読むのだろうか。往時の劉二郎のことが空しく記録されるのみである。

D 最も琵琶に精^{くわ}し。唐の時に藤原朝臣貞敏有りて劉二郎に学ぶ。二郎は妻^{めあわ}すに女を以てし、贈るに紫檀と紫藤の琵琶各おの一面を以てす。歸りて、其の国の重器と為る。聞くならく現今も猶お存すと。

E ①藤原朝臣貞敏 平安時代の雅楽家、琵琶の祖（八〇七〜八六七）。刑部卿藤原継彦の六男。承和二（八三五）年美作掾となり、同年十月遣唐准判官を兼任。同五（八三八）年唐に至り、琵琶を学び、翌年八月に帰国。同年十月一日仁明天皇や群臣の前で琵琶を演奏。以後、参河介・主殿助・雅楽助・雅楽頭・備前介・掃部頭・備中介などを歴任。②二郎妻以女 『日本三代実録』卷十四に、「劉二郎曰く、（中略）僕 一少女有りて、枕席に薦めしむるを願う。貞敏 答えて曰く、一言斯れ重く、千金還つて軽し。既にして婚礼成る。劉娘 尤も琴箏を善くす」とある。補注G参照。③重器 大切な宝物。『孟子』梁惠王下に「其の父兄を殺し、其の子弟を係累^{けいらい}し、其の宗廟を毀^{こぼ}ち、其の重器を選せるが若きは、之を如何ぞ其れ可ならんや」とある。④紫檀紫藤琵琶 『日本三代実録』卷十四によると、「別れに臨みて劉二郎は祖筵^{そでん}を設け、紫檀・紫藤の琵琶各おの一面を贈る」とある。なお、この琵琶について、『古事談』、『十訓抄』

などの説話集では、それが天皇家累代の宝器「玄上」であるとし、順徳天皇の著した『禁秘抄』上巻「玄上」の条にも、「掃部頭の貞敏渡唐の時に渡せし所の比巴^{びわ}二面、其の二か、紫檀の直甲なり」（新訂増補故実叢書『禁秘抄考証 拾芥抄』第七頁）とある。さらに、『文机談』『愚聞記』では、「玄上」と双壁をなす名器「牧馬」も貞敏が伝えたものとし、また『平家物語』では、「玄象・獅子丸・青山」が、『源平盛衰記』では、「玄象（上）・青山」がそれぞれ貞敏によつて将来された琵琶であるとしている。

F 日本は楽器の中で最も琵琶を得意としている。唐の時に藤原朝臣貞敏という人がいて劉二郎に琵琶を習った。劉二郎は娘を嫁がせ、紫檀と紫藤製の琵琶をそれぞれ一つずつ贈った。藤原貞敏はそれを持ち帰ると、日本の宝物となった。その琵琶は今でも現存しているという。

G 初版本では「檀腹琵琶出錦囊 氷絃風撥雜宮商。王公子弟爭猿樂、傅粉整朱各上場」に作る。

なお、『日本三代実録』卷十四清和天皇貞観九（八六七）年十月四日条の記事は以下のとおり。「四日己巳。從五位上行掃部頭藤原朝臣貞敏卒。貞敏者。刑部卿從三位繼彦之第六子也。少耽愛音楽。好学鼓琴。尤善弹琵琶。承和二年為美作掾兼遣唐使准判官。五年到大唐。達上都。逢能弹琵琶者劉二郎。貞敏贈砂金二百兩。劉二郎曰。礼貴往来。請欲相伝。即授兩三調。二三月間。尽了妙曲。劉二郎贈譜數十卷。因問曰。君師何人。素学妙曲乎。貞敏答曰。是我累代之家風。更無他師。劉二郎曰。於戲昔聞謝鎮西。此何人哉。僕有一少女。願令薦枕席。貞敏答曰。一言斯重。千金還輕。既而成婚礼。劉娘尤善琴。貞敏習得新声数曲。明年聘礼既畢。解纜帰郷。臨別劉二郎設祖筵。贈紫檀紫藤琵琶各一面。是歳。大唐大中元年。本朝承和六年也。七年為参河介。八年遷主殿助。少選遷雅楽助。九年春授從五位下。数歳転頭。齊衡三年兼備前介。明春加從五位上。天安二年丁母憂解官。服闋拜掃部頭。貞観六年兼備中介。卒時年六十一。貞敏無他才芸。以能弹琵琶。歴仕三代。雖無殊寵。

声価稍高焉。」(新訂増補国史大系本)

また、宮内省書陵部所蔵の伏見宮本『琵琶譜』跋文は以下の通り。「大唐開成三年戊辰八月七日壬辰、日本国使作牒状、付勾当官銀青光祿大夫檢校太子庶事王友真、奉揚州觀察府、請琵琶博士。同年九月七日壬戌依牒状、送博士州衙前第一部廉承武(字廉十郎、生年八十五)則揚州開元寺北水館而傳習弄調子。同年廿九日学業既了、於是博士承武送譜、仍記耳。開成三年九月廿九日判官藤原貞敏記」(宮内庁書陵部影印本)

〔付記〕本稿は中国教育部人文社会科学基金企画項目「清代首届駐日公使館員在日筆談資料研究(一八七七〜一八八二)」(項目番号：12YJA770031)及び中国国家社会科学基金重大項目「東亜筆談文献整理與研究」(項目番号：14ZDB070)の中間成果の一部である。

(以上、劉雨珍)

(はやしかな・京都府立大学准教授)
(りゅううちん・中国南開大学教授)